

〈ご確認ください〉

給与支払報告書（源泉徴収票）摘要欄の定額減税に関する記載事項（源泉徴収時所得税減税控除済額・控除外額）は、「不足額給付」^(※)の算定に使用しますので、記載漏れがないようお願いします。

(※) 不足額給付は令和7年度に実施します。窓口が決まり次第、広報等でお知らせします。

〈記載方法〉

国税庁HP「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」から引用

内容	記載方法（摘要欄に記載する文言）
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

〈記載例〉 年末調整を行った一般的な事例

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	個人番号 112233445566
種別 給料	支払金額 7,770,000円	源泉徴収税額 44,500円
控除対象配偶者の有無等 ○	配偶者(特別)控除の額 380,000円	源泉徴収税額 44,500円
社会保険料等の金額 1,221,300円	生命保険料の控除額 120,000円	源泉徴収税額 44,500円
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円		

(注)

正しく記載されていない場合は、不足額給付が正確に算定されないことがあります。

〈年末調整をしなかったとき〉

記載は不要です。月次減税された方が6月以降に退職した場合は、再就職先での年末調整で最終的な定額減税の精算を行います。

〈定額減税や給付金に関するQ&A〉

国税庁定額減税特設サイト「令和6年分所得税の定額減税Q&A」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>